保険金をお支払いする主な場合

1）次のいずれかの場合において、取引先が主契約に基づく債務を履行しないとき。
- Ⅰ. 取引先に破産手続きの開始、民事再生手続きの開始、会社更正手続きの開始、もしくは特別清算の開始の申立があったとき。
- Ⅱ. 取引先が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- Ⅲ. 取引先の財産につき強制換価手続きが開始されたとき、仮差押命令が発せられたとき、または保全差押としての通知が発せられたとき。
- Ⅳ. 取引先の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたとき、または財産分離の請求がなされたとき。
- Ⅴ. 取引先がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後、1年間を経過しても当該取引先の生存が確かめられないとき。

2）取引先が債務の弁済期日から起算して3か月を経過しても債務を履行しない場合で、保険会社がその債務につき履行の見込みがないと判断したとき。

3）取引先が債務の弁済期日から起算して180日を経過しても債務を履行しない場合で、履行督促を確定日付のある内容証明郵便で行い、主契約における期限の利益を喪失させている場合。

保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する損害については保険金をお支払いしません。

1）貴社または貴社の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。
2）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動等に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害。
3）地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害。
4）核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事由に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害。
5）貴社が未成年者その他の制限行為能力者と主契約を締結した場合に、これらの者の法定代理人その他の者の追認を受けるときまでに生じた損害。
6）商品に瑕疵があったことによって生じた損害。
7）貴社が、取引先が債務を履行していないことを知りながら、当該取引先と締結した主契約について生じた損害。
8）保険契約締結の際、取引先に債務不履行があることを貴社が知っていた場合に、その取引先が債務を履行しないことによって貴社が被る損害。
9）貴社が「保険金をお支払いする主な場合」に該当することを知りながら、当該取引先と締結した主契約について生じた損害。
10）債務の弁済期日から起算して1か月を経過しても当該債務を履行しない取引先に対して、この期間を経過した日の翌日以降に商品等を引き渡したことによって生じた損害。　など

鹿児島商工会議所、伊藤忠商事、伊藤忠オリコ保険サービスは、ご記入いただいた個人情報を「売上債権保全制度」のご加入についての案内のみに使用します。
また、その目的の範囲内において、情報を引受保険会社に提供する場合があります。

※このチラシは保険の概要を説明したものです。詳しくは商品提案書、重要事項等のご説明、普通保険約款、特約、制度運営実施要領をご覧ください。
また、ご加入いただく際は、加入申込内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。
各引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、
連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。
引受保険会社は右記の通りです。（それぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します。）

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社（幹事会社）
損害保険ジャパン株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
明治安田損害保険株式会社

※三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、関係当局からの合併認可を前提に2027年4月1日に合併し、「三井住友海上あいおい損害保険株式会社」となります。

取扱代理店
伊藤忠商事株式会社
〒107-8077 東京都港区赤坂2-17-22 赤坂トラストタワー

伊藤忠オリコ保険サービス株式会社　九州支店
〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号 博多駅前ビジネスセンター　2階
TEL：092-471-3784

●まずはFAXにてお気軽にお問い合わせください!

「売上債権保全制度」FAXご相談シート

お手数ですが、この面をコピーして必要事項をご記入のうえFAX送信してください。

鹿児島商工会議所 企業支援部 企業支援課　**FAX：099-227-1977**

該当する項目の（　　）内に○ 印をご記入ください。

（　　）加入を検討したい　　（　　）資料がほしい
（　　）内容を詳しく聞きたい　　（　　）その他［　　］

貴社名		所在地	
ご担当者氏名（役職）		TEL	

ご記入いただいた個人情報は、取扱代理店に提供し、「売上債権保全制度」に関するご案内のためのみに使用します。

鹿児島商工会議所 企業支援部 企業支援課　〒892-8588　鹿児島県鹿児島市東千石町１－３８　１３階
TEL：099-225-9522

承認番号：B26-100343　使用期限：2026年9月30日～2027年9月29日に保険を開始する契約の満期日

２０２６年度

資金繰りの安定化を図ります!

売上債権保全制度

（取引信用保険）



与信管理

取引先倒産リスク対策

対外信用力の向上

詳しくはWebへ

Check!

対象期間　加入日（更改日）が2026年9月30日から2027年9月29日まで

保険期間　加入日から1年経過後に到来する月末日の前日まで

【シンプルで分かりやすい3つの特徴】

❶ 加入しやすい　業種や規模等に関係なく対象社数が少数であったり取引金額が少額でもご利用可能です。

❷ 継続しやすい　利用開始後1年間は加入時条件を維持、年間利用期間中での与信削減実績はありません。

❸ 安心できる　債権保全対策に精通した専門スタッフが迅速かつ丁寧にご対応いたします。

鹿児島商工会議所

売上債権未回収リスクに備え経営と従業員を守ります。

売上債権保全制度（取引信用保険）

資金繰りの安定化を図ります!

制度を活用するメリット

メリット1　資金繰りを早期立て直し
- 貸倒損失の早期回収
- 保険金として支払われます

メリット2　与信管理の充実・向上
- 審査機能の活用
- 営業戦略ツール

保険会社による審査機能を活用した二重チェックが可能

メリット3　決算への悪影響を抑制
- 貸倒損失を最小化・平準化
- 対外信用力の向上



貸倒損失が決算を直撃するケース



保険金により全面的に損失が軽減

商品の特徴

1. 取引先の倒産や入金遅延の場合の売上債権回収不能リスクを補償
2. 中小企業や小規模事業者にも加入しやすい制度
3. 損害の額は保険金で受取り

過去の事故例

ケース1　服飾卸

取引先が民事再生手続き開始の申し立てを行い、売上債権の回収が不能となった。

認定損害額
2,052,000円

ケース2　食料卸

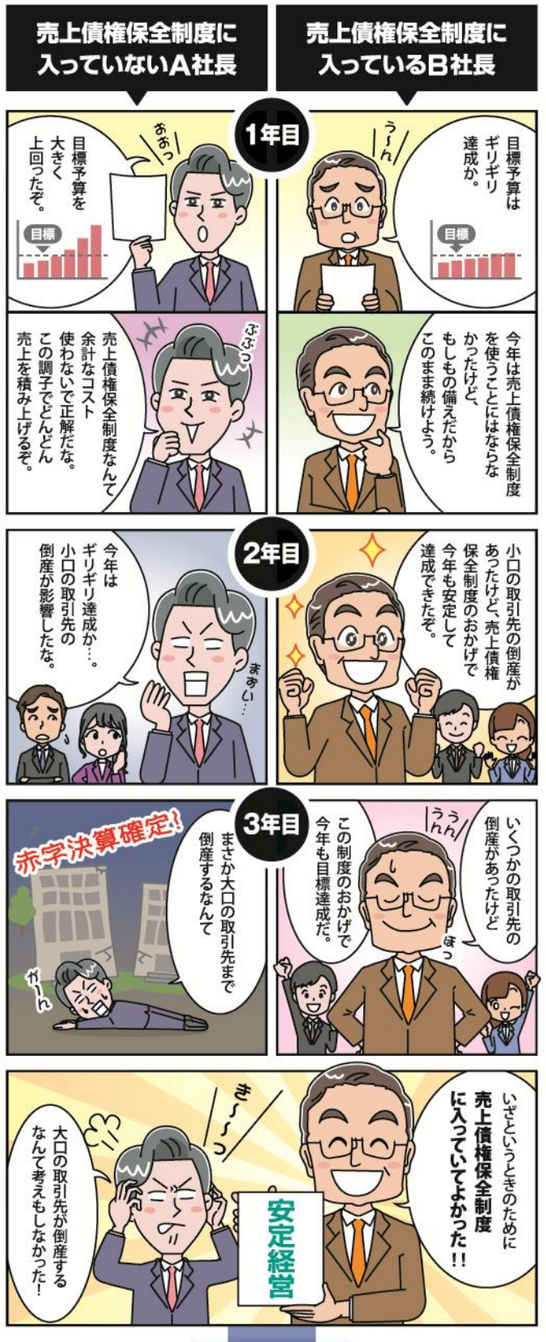
取引先が資金繰りの悪化で不渡手形を出した。法的整理手続きの通知があり、決済予定の手形が不渡となった。

認定損害額
5,130,000円

ケース3　建材卸

取引先が民事再生手続き開始の申し立てを行い、売上債権の回収が不能となった。

認定損害額
10,260,000円



保険制度加入の手順および条件

1）対象取引先数の設定

原則として、すべての取引先を対象としますが、選定には債権残高〇〇百万円以上など客観的な基準に基づき取引先を選定することも可能です。ただし、特定の取引先に限定したお引受はできません。また、**下記最低取引先数以上の取引先数を登録していただきます。**

最低取引先数＝10社以上　ただし、条件によっては5社以上も可

2）対象取引先の審査

お引受けには事前審査が必要となります。審査結果により、会員さまの希望する取引先をお引受けできない場合もございます。

3）支払限度額の設定

ご申告いただいた各取引先に対する債権残高を基準として取引先ごとに支払限度額を設定します。ただし、審査結果によりご申告いただいた債権残高よりも減額してお引受けする場合や、支払限度額を設定できない場合もございます。

4）保険証券総支払限度額

対象先ごとの個別の限度額とは別に、会員さまに対する保険証券総支払限度額（保険期間中に支払いされる保険金の上限額）を設定します。

保険証券総支払限度額＝ 2億円または制度加入時の保険料の30倍（大きい方）

補償のポイント

1）対象となる債権

商品引渡日から支払期日までの期間が1年を超えない決済条件で、かつ取引先ごとに定めた支払限度額を設定している期間中に発生した債権となります。1年を超える決済条件の場合は対象外となります。

2）既発生債権補償

本制度は制度加入日以降に発生する債権のみをカバーしますが、割増した保険料をご負担いただくことで支払限度額設定時にすでに発生している債権をカバーすることも可能です。

3）保険金の支払い

回収不能債権額（損害の額）に所定の縮小支払割合を乗じた額と対象取引先ごとの支払限度額のいずれか低い額をお支払いします。ただし、保険期間中に支払いされる保険金の合計額は保険証券総支払限度額を上限とします。縮小支払割合についてはご加入時に個別にご案内させていただきます。

4）対象取引先

継続的にお取引がある取引先が対象となります。本保険制度ご加入時に予め対象となる取引先をご登録いただきます。ただし、既に履行遅滞が発生している取引先は対象に加えることができません。

こんなことにならないために! ひとつでも該当したら今すぐ相談!

すでに債権保全商品を「ご利用中」の方には
- □ 保全先の与信額が不足している
- □ 延滞でも早期に保全できると助かる
- □ 複数利用しているのを効率よくまとめたい
- □ 与信枠がとれない先があり困っている
- □ 小口保全先与信を効率よく管理したい
- □ 現在の保全コストを削減したい

債権保全商品を「初めて検討」される方には
- □ 決済サイトが長く回収まで不安がある
- □ 既存先の取引を積極的に拡大したい
- □ 新規取引先を安心して開拓したい
- □ 保証金を取りたいがとれない
- □ 自社で外部情報がとれない先でも取引したい
- □ 何もわからないので一から相談したい